

令和3年度 第4回南風原町男女共同参画推進会議

い つ／令和3年12月20日（月） 午前10時～

場 所／南風原町役場 3階 庁議室

【 次 第 】

1. 開会
2. 議事
 1. 南風原町男女共同参画推進条例（案）について
3. その他
4. 閉会

■事前配付資料■

【資料16】南風原町男女共同参画推進条例（案）【逐条解説】

■配付資料■

【資料17】南風原町男女共同参画推進条例（案）に関する意見に対する対応

南風原町男女共同参画推進条例(案)に関する意見に対する対応

資料17

資料及びページ	意見	対応
資料11 P1 はじめに	「我が国において、」という文章に、国際社会の動きも取り入れることはできないか。	“はじめに”の中に、国連の動きと国際的な日本の状況を文章に入れて文言を修正しました。
P4 第2条	「男は仕事、女は家庭」という先入観を持っている人が少ないのに、あえて条例で入れなくてもいいのではないか。またこの条例では「ハラスメント」の定義が多くなっているが、「ヤングケアラー」や「一人親世帯・家庭」のことも入れた方がいいのではないか。	条例はできている人もできていない人も対象にしているため、あえて条例に入れている用語もあります。また、ハラスメントの定義が多いため、“各種ハラスメント”に統一して、解説の文言を修正しました。 なお、「ヤングケアラー」や「一人親世帯・家庭」については、問題にはなっておりますが、今回の条例が男女共同参画を推進するための基本的な事項を定めるものにとどめていますので、条文の中に入れておりません。
P4 第2条	(11)ドメスティック・バイオレンスについて、「デートDV」も入れた方がいいのではないか。「デートDV」もダメなんだよという若い世代へのメッセージにもなると思う。その方が「大人」と「子ども」という主体が出てくると思う。	委員の意見を踏まえ、別紙の文章に修正しました。
P4 第2条	「ジェンダー・ハラスメント」や「SOGI(ソジ)・ハラスメント」のことも入れた方がいいのではないか。	ハラスメントの定義が多いため、“各種ハラスメント”に統一して、解説の文言を修正しました。
P9 第3条	資料11の9ページ目の「性別による固定的役割分担意識」の解説について、一番最後に「そのために、性別にかかわらず社会的及び文化的に形成された性差別による影響をできるだけ「中立」にすることを理念としています。」とあるが、中立とはどういう意味なのか。また、「できるだけ」となっているが、「できるだけ」はなくした方がいい。	委員の意見を踏まえ、別紙の文章に修正しました。
P9 第3条	※印で、「なお、子どもの祝い事(こいのぼり、ひな祭り)のような慣行まで求めるものではありません。」となっているが、これもなくした方がいい。	委員の意見を踏まえ、削除しました。
P12 第7条	第7条(事業者の責務)について「ワーク・ライフ・バランス」があるが、「ワーク」と「ライフ」が天秤にかけられているイメージ。ある程度「ワーク・ライフ・バランス」もできていると思う。これからは、仕事と家庭の両立というよりも、今は皆さんの人生設計を会社が会社が後押しするような「ワーク・イン・ライフ」というような言葉もある。こういった文言も加えることがはできないのかなと思う。	町内にはまだ「ワーク・ライフ・バランス」ができていない企業も存在するため、そのままいきたいと考えております。ただ、ワーク・ライフ・バランスができていない企業もあるため、条文及び解説の中で更なる推進を求めています。
P14 第9条	第9条(自治会等の責務)について、「町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。」となっているが、自治会への圧を感じる。もう少し工夫することはできないか。	委員の意見を踏まえ、別紙の文章を修正しました。
P15 第11条	第11条(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)について、解説のところに「相談に連れて行ったよ」とか「自分のところで隔離したよ」とか。そういうこともちゃんと踏み出すように町民の皆さんに心がけてくださいという解説の文言があってもいいのかなど。また、当事者同士だけではなく、周りの人も当事者意識を持ってほしいという文言を入れることはできないか。	当事者意識の理解を深める措置については、第18条(情報の提供及び理解を深めるための措置)の中で包括しています。
P15 第12条	第12条(公衆に表示する情報に関する配慮)について、今は抑制の文言になっているが、例えば性犯罪に巻き込まれないようにといった予防の発信といった被害がなくなるような働きかけの条文にならないか。	予防については、第18条(情報の提供及び理解を深めるための措置)の中で包括しています。